

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

始良市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 市全域

#### (1) 現況

本市は、薩摩半島と大隅半島の分岐点、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、東西25km、南北24kmに広がり、面積は231.1km<sup>2</sup>で、鹿児島県総面積の2.5%を占めている。市の約65%は山林であるが、山林が多い上場地域と平坦地が多い下場地域とに大きく分けられる。

気候としては、温暖な気候に恵まれて作物に適しているものの、梅雨時や台風時に災害が発生しやすい状況にある。

耕地面積は約1,800haで、うち田は約1,500ha、畑は約300ha（平成25年度）となっており、田地率が83%となっている。

このような気候や農地の下、地域の特殊性などを生かし、水稻、畜産、施設園芸など多彩な農業生産活動が展開されている。また、本市は県内で最も有機農業が盛んな地域であり、その取組を始めてから30年以上の歴史がある。

農村地域においては、農業は単なる産業のひとつにとどまらず、地域社会と密接に結びつき、住民生活や伝統文化の形成などにおいて大きな役割を担っている。

本市の農業・農村は、担い手の規模拡大や集落営農の取組が進む一方で、高齢化・過疎化・混在化の進行に伴う集落機能の低下が懸念されており、地域共同活動により、生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市においては、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境保全型農業に関連した（環境負荷の軽減に配慮した農業生産）

農業の推進に取り組むことを通じて、本市農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	始良市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

①対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアに指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法による特定農山村地域（旧始良町及び旧蒲生町の旧山田村）

過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域（旧蒲生町全域）

鹿児島県の特認基準に基づく地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上、勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田（旧始良町旧山田村及び旧蒲生町全域）

(ウ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地（勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地、採草放牧地で8度以上15度未満）

(エ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2) 集落協定の共通事項

① 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

② 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、始良市の始良市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。

4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変更等が必要な事項について、記述するものとする。